

鳥取県トライアスロン協会規約 改正案

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鳥取県トライアスロン協会（以下本会と称する）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を米子市におく。

(目的)

第3条 本会は、鳥取県におけるトライアスロン競技の普及と振興をめざすとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- 1 トライアスロンに関する講習会の開催および指導者・審判員を養成すること。
- 2 トライアスロンに関する競技会を開催すること。
- 3 鳥取県下で開催される各大会・練習会を公認・支援すること。
- 4 トライアスロンに関する機関紙および刊行物を発行すること。

●改正前 5 日本トライアスロン連合に加盟し、その決定連絡事項を会員に通知すること。同連合への個人登録は本会より行う。（削除）

○改正案 5 日本トライアスロン連合に加盟し、その決定連絡事項を会員に通知すること。

6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員)

●改正前 第5条 会員は、次のとおりとする。

- 1 ネット会員並びに非ネット会員
- 2 協賛会員

○改正案 1 個人会員
2 協賛会員

(会費)

第6条 会費は、次のとおりとする。

●改正前 1 入会金 2000円
2 年会費 4000円（ネット会員） 4500円（非ネット会員）
3 協賛会員および個人の寄付を受け付ける。
4 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌3月31日までとする。

○改正案 1 年会費 4000円
2 協賛会員および個人の寄付を受け付ける。
3 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌3月31日までとする。

(会費の払い込み)

第7条 会費の取り扱いについては次のとおりとする。

- 1 会員は、前条の会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、どんな場合でも返還しない。
- 3 会計年度が終わるまでに、次年度の会費を納入しなければならない。

(入会)

●改正前 第8条 本会の趣旨に賛同し、入会金および(削除)年会費を添えて入会を申し出たものは、会員になることができる。

○改正案 第8条 本会の趣旨に賛同し、年会費を添えて入会を申し出たものは、会員になることができる。

(退会)

第9条 会員の退会等は次のとおりとする。

- 1 会員は死亡、除名、届出により退会する。
- 2 会員は1年以上会費を滞納した時は、理事会の決議により、会員の権利を停止されることがある。
- 3 本会の目的・主旨に違反する行為のあった会員は、理事会の決議により、これを除名することができる。

第3章 役員

(定数)

第10条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名

●改正前 4 理事 9名以内

○改正案 4 理事 20名以内

- 5 評議員 若干名
- 6 事務局長 1名
- 7 監査 2名
- 8 前項の役員のほか、顧問をおくことができる。

(役員を選任)

第11条 役員を選任は次のとおりとする。

- 1 理事の選任は次の通りとする。

●改正前 (1) 各地区より2名ずつ選任する。

(2) 理事長は前者以外に3名以内を指名する。(削除)

○改正案 (1) 各地区より推薦を受け理事会にて決定する。

- 2 理事長は、理事会において互選する。
- 3 会長、副会長、理事長、評議員、監査および顧問は、総会において承認する。

4 鳥取県内を3地区に分け、地区代表の理事を選出する。

●改正前 (1) 東部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡・気高郡)

○改正案 (1) 東部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)

(2) 中部 (倉吉市・東伯郡)

(3) 西部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

各地区代表理事は、各地区の会員との連絡調整にあたる。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
任期途中で交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 役員職務は、つぎのとおりとする。

- 1 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、欠けた時は、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の決議に基づき、業務を掌握し、処理する。
- 4 会長、副会長がともに事故あるとき、または欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を組織して本会の業務を決議し執行する。
- 6 評議員は、本会を代表し、本会の加盟する団体の決議に参加する。
- 7 監査は、会計および業務の状況を監査する。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会はつぎのとおりとする。

- 1 総会は、年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催できる。
- 2 総会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。
- 3 協賛会員は、総会での有効出席数および議決数に含めない。
- 4 総会では、つぎの事項を決議する。
 - (1) 役員承認。
 - (2) 事業計画および事業報告承認。
 - (3) 予算および決算承認。
 - (4) 規約変更。
 - (5) その他、必要な事項。
5. 総会は、会議の内容を議事録に残さなければならない。

(理事会)

第15条 理事会は、つぎのとおりとする。

- 1 理事会は、会長・副会長・理事長・理事により構成する。
- 2 理事会は、年2回、会長が召集する。また、会長が必要と認めたときは、臨時に開催できる。
- 3 理事会は、委任状を含め、理事の過半数以上の出席で成立する。
- 4 理事会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。
- 5 理事会では、次の事項について決議する。
 - (1) 事業計画および事業報告。
 - (2) 予算および決算。
 - (3) その他、必要な事項。
- 6 理事会は、会議の内容を議事録に残さなければならない。

(特典)

第16条 特典はつぎのとおりとする。

- 1 本会は、会員を、各競技会出場のために積極的な推薦を行うことができる。
- 2 本会は、会員の中から、国際競技会、全国競技会および地方競技会への代表者を選定し、派遣することができる。

(表彰制度)

第17条 本会は次に該当する者を表彰することができる。

- 1 当該年度において、優秀な成績を収めた者。
- 2 トライアスロン競技の普及、発展に功績があったと認められる者。

この規約は、1994年4月17日より施行する。

改正 1995年3月5日

改正 1996年11月7日

改正 2002年4月14日

改正 2006年4月16日

改正 2008年4月13日

改正 2016年4月10日

付則 入会金の徴収は平成29年度より廃止